

第 31 回

熊本県議会

水俣病対策特別委員会会議記録

平成22年9月9日

開 会 中

場所 第 1 委 員 会 室

第 31 回 熊本県議会 水俣病対策特別委員会会議記録

平成22年9月9日(木曜日)

午前10時15分開議

午前10時38分閉会

本日の会議に付した事件

- (1) 前回の特別委員会以降の水俣病被害者対策について
- (2) 閉会中の継続審査事件について
- (3) その他

出席委員(14人)

委員長 西岡勝成
副委員長 前川 收
委員 山本秀久
委員 村上寅美
委員 渡辺利男
委員 早川英明
委員 中原隆博
委員 馬場成志
委員 大西一史
委員 氷室雄一郎
委員 吉永和世
委員 溝口幸治
委員 鎌田 聡
委員 船田公子

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

環境生活部

部長 駒崎照雄
次長 谷崎淳一
次長 内田安弘

首席環境生活審議員兼

環境政策課長 野田正広
環境保全課長 松島 章
水環境課長 田代裕信

水俣病保健課長 田中義人

水俣病審査課

環境生活審議員 谷川良徳

事務局職員出席者

政務調査課課長補佐 川上智彦
政務調査課課長補佐 小林昌樹

午前10時15分開議

○西岡勝成委員長 ただいまから第31回水俣病対策特別委員会を開催いたします。

なお、本日の委員会の傍聴はないようでございます。

最初に、今回の臨時会の開催趣旨と審議案件の概要について、駒崎環境生活部長に説明をお願いいたします。

○駒崎環境生活部長 委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、急遽お集まりをいただきまして、臨時会の開催ということで御協力いただきまして、感謝を申し上げます。

少し中身について触れてごあいさつ申し上げますので、着座をさせていただきます。

○西岡勝成委員長 はい、どうぞ。

○駒崎環境生活部長 水俣病被害者の救済につきましては、県議会の多大なる御支援を賜りまして、特措法に基づく救済、和解所見に基づく救済ともに一定の進捗を見ております。このうち、特措法に基づく救済につきましては、救済対象者への判定通知も開始をしております。

これに伴いまして、チッソ株式会社が一時金の支払いを開始することとなりますけれども

も、この支払いを円滑に行うため、特措法に基づき、国と熊本県が支援措置を講じることとされており。

先ほど知事も申し上げましたように、国は予備費による補助金の支出を9月7日に閣議決定いたしました。これに即応して、県としても、被害者の早期救済のため、補正予算を計上する必要があります。

9月中にチッソへの貸し付けを完了するためには、県債の借入れ手続に要する期間を考慮しますと、9月定例会による議決では支障がございますので、急遽本日臨時会の開催をお願い申し上げた次第でございます。

各委員におかれましては、水俣病被害者の早期救済の観点から、何とぞ御理解を賜りますようお願い申し上げます。

○西岡勝成委員長 ただいま部長から説明がありました。ここで1点お断りをいたしておきます。

今回提案されている補正予算案については、厚生常任委員会で審議を行うこととなっておりますが、その前に、今回の支援措置を了承するかどうか、本委員会の意思を決定する必要があります。

したがって、本日は、この点に絞って審議を行いますので、その旨御承知おきください。

それでは、議題に入ります。

特措法に基づく救済の状況と一時金に係る貸し付けについて、執行部から報告を受けた後、質疑を行いたいと思います。

それでは、説明資料に基づきまして、田中水俣病保健課長及び野田環境政策課長に説明をお願いいたします。

着座のままで結構です。

○田中水俣病保健課長 ありがとうございます。

水俣病保健課でございます。

説明資料の1ページの方をお願いいたします。

1の特措法に基づく救済申請者数の状況でございます。

本年8月31日現在の熊本県に対します申請総数は2万5,545人でございます。そのうち、一時金を御希望の方が、下の表の小計のところに記載をしておりますとおり、1万803人でございます。

今部長の方も御説明をいたしましたが、これらの方々につきましては、6月から公的な診断を開始し、順次判定検討会による判定を経て、その結果を申請者御本人に通知をいたしております。

水俣病保健課、以上でございます。

○野田環境政策課長 委員会資料の1ページの下段でございます。

特措法等に基づきチッソ株式会社が支払う一時金に係る貸し付けについてでございます。

制度の概要でございます。

今回の特措法等による救済につきましては、対象者に対しチッソ株式会社が一時金を払うということとされておりますが、その支払いが円滑に行われるよう、国及び県は所要の措置を講じるというふうに特措法上されております。

また、4月16日の閣議了解と閣議決定によりまして、県が財団へ出資し、財団がチッソへ貸し付けるという支援措置をとること及びこの支援措置につきましては、熊本県の協力を得て国の施策として行われるということが決定されたところでございます。

続きまして、2ページをお願いいたします。

2ページに表を示しております。一応前回の特別委員会にも示させていただきました同じ表でございますので、この表につきましては説明を割愛させていただきます。

続きまして、下段の貸し付け予定額でございます。

9月7日の閣議決定で貸し付け予定額、これは国庫補助金と県債で手当てするその両方でございますが、総額につきましては475億5,190万円とされたところでございます。

なお、国庫補助金につきましては、予備費によって支出されるということになったところでございます。

内訳につきましては書いております。総額で、国庫補助金が404億円余、県債の方が71億円余ということが決定されたところでございます。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○西岡勝成委員長 以上で執行部の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かございますか。

○中原隆博委員 ただいまの執行部の説明でおおむね理解できたところでございますけれども、確認の意味を込めて、3点ほどお尋ねしたいと思います。

まず第1点でございますけれども、この今回の措置は、昨年7月、与野党合意で成立した特措法に基づくものと理解しておりますけれども、この仕組み自体は超党派で了解されているものと認識しております。その点について、それでいいのかどうかというのが第1点です。

続きまして、県議会では、これまで一貫して、県財政にいささかの支障も生じないように、国が万全の措置を講じることを強く求めてきた経緯があります。この点、今回はどのような取り扱いになっているのか、これも確認を込めてお尋ねさせていただきたいと思っております。

3点目は、救済対象者についてでございます

すけれども、今回措置された額の範囲内で一時金該当者を決定するという、つまり、総額の範囲内ですべてを解決しようという意図も懸念されるところでありますけれども、その点についていかがでしょうか。

以上3点、それぞれから御答弁をお願いいたします。

○谷崎環境生活部次長 今の中原委員の御質問に対して、3点ございましたので、お答えさせていただきます。

1点目の超党派による了解ということなのかという御確認でございますが、委員の御認識のとおり、今回の措置は、昨年の7月に、4党の与野党によります合意によりまして成立しました特措法に基づく措置であります。あわせて、平成7年の政治解決と同様の仕組みということもありまして、このため、救済の仕組み全体についても、超党派についての御了解をいただいているものと私どもとしては認識をいたしているところでございます。

それから2点目の、これまでの金融支援措置に係る万全の措置についての御質問だと思いますが、これまでの金融措置につきましては、委員のお話のありましたように、万全の措置を講じるというふうになっております。今回の措置につきましても、ことしの4月の16日の閣議決定によりまして、万一不測の事態が発生し、チッソ株式会社からの地方債の元利償還財源の確保が困難となった場合には、国において万全の措置を講ずるというふうに閣議決定の中で決定いたしております。

さらに、つけ加えさせていただきますと、今回の一時金県債の元利とも100%について地方交付税措置がなされていることとなっております。このため、実質的な県の負担については生じないものと考えているところでございます。

それから、3点目でございますが、今回の

措置費の範囲内で救済対象者が限定するんじゃないかということでございますが、私どもとしては、そのような考えを持ってはおりません。

ちなみに、小沢環境大臣が閣議決定の後の記者会見で申し上げておりますが、環境省としては、今回の額で十分な額だと思っているが、万が一不足するというような話になれば、当然それはしっかりと対応するというふうな御発言をいただいておりますので、県としても、そのような思いと同様であるというふうなことを認識いたしております。

以上でございます。

○中原隆博委員 今御回答いただいたわけでございますけれども、国と県が一体となって被害者の早期救済に全力を尽くしていただきたい、このように思います。

それと同時に、今後も原因企業チツソがその責任を果たしていくことが何より肝要であると思いますし、それは当然のことであると、このように認識をいたしております。

これから分社化についても、患者補償や地域の雇用確保、あるいはまた、振興等についても、それを踏まえた真摯な取り組みを原因企業チツソにもお願いしたいと、このように思います。

ありがとうございました。

○西岡勝成委員長 ほか、ありませんか。

○鎌田聡委員 一時金の今給付申請状況は1万803とありますけれども、実際この中でどのくらいが給付の対象になるのかははっきりした数字はまだわからないと思いますけれども、大体それで、この今回の貸付額で大丈夫なのかどうかという判断は、傾向的には見えてくるのかなと思いますけれども、その点どうでしょうか。

○田中水俣病保健課長 申請者の数と申しますか、最終的に現時点で新規の申請者につきましては、いつまで申請できるかということが決まっておりますので、申請者総数、最終的な総数というところはわかりませんので、今御質問がありました点については、最終的にこれで足りるのかどうかというところにつきましては、済みません、お答えができないところでございますが、今、谷崎次長も御説明いたしましたとおり、まず今回御提案をしておりますこの金額の中で対応しまして、もし不足するような事態がありましたら、小沢環境大臣のお考えと同様、県もまた、不足する状態になりましたときには、きちんと御相談を議会の方にさせていただくと。この数、あるいはこの金額で縛りがかかっているものではないというふうに理解をしております。

○鎌田聡委員 ぜひ、今後の申請者数と、どのくらい給付の判定が出るのかということで現時点の状況もお伺いしたかったんですが、それはまだわからないんでしょう。この1万のうち、どれだけが判定対象になっているのかというのは。

○駒崎環境生活部長 鎌田委員のお尋ねの趣旨は、一時金の給付申請が1万800人ぐらいいるという中で、例えばどれぐらい判定の作業まで進んでいるのかということと、そのうち一時金の該当がどれぐらいかということで、今後の数が、傾向が見えるんじゃないか、そうすると、今回の475億という措置がどの程度十分なものかというのが、傾向が見えるんじゃないかという御趣旨だと思います。

その御質問の趣旨はよく理解いたしますけれども、6月議会でも申し上げましたとおり、1万人という中で、まだ具体的に判定の結論が出ている方はごく一部でございます。

したがいまして、その一部の数字をもちまして、大体判定率がどれぐらいだとか、どれぐらいの方が該当するんだというふうな予断を与えることが、申請者の方々の危惧や不安につながるおそれもございます。また、判定作業を行っていただいております医師の方にも、そうした地元の声が、中立、公平な純粋医学的な判断をゆがめるおそれもありますので、いましばらくは御猶予をいただいて、判定作業が終えましてから、経過の説明ということで申し上げさせていただきたいと思っております。

環境省が今回出しました数字は、保健手帳を持っておられる方、認定申請中の方、いろんな事情の方がいらっしゃる中で、現在、環境省と財務省の間でいろいろ議論を重ねた結果出されたもので、相当程度十分な額であるという認識をお持ちだと思いますけれども、平成7年のときも1回目の措置額では足りなくなっていて追加措置をしたこともございますので、決して今回の475億の中に抑え込むための作業をするつもりは一切ございませんので、その辺のことは関係なく、純粋医学的に公平、中立な判定を進めてまいりたいと思っております。そういう作業を進めるということでお許しをいただきたいと思います。

○鎌田聡委員 途中経過を言ってしまうと、いろんなまた問題が生じてくるということは理解できますので、それはそれでいいと思いますけれども、いずれにしろ、5月から給付申請始まって、少しやっぱり期間的には一時金支払いまでちょっと時間かかっているのかなとも思いますので、やはり申請者としては一日も早くという思いがございますから、作業は着実に進めていただきたいと思います。

それともう1点、よろしいですか。

今回、チッソに財団を通して貸し付けるとのことですけれども、あと、チッソからの返済は、これは、株の売却益、そこで返済す

るということ、それだけだったですかね。

○野田環境政策課長 今特措法上の想定はそういう形になっております。事業譲渡しまして、子会社をつくりまして……。

○駒崎環境生活部長 委員長、私が。

財団からチッソに貸すときには30年償還で、うち、据え置きが5年ということになっております。したがいまして、分社化に伴う株式譲渡益が出ようと出まいと、あるいは分社化が先延ばしになろうとなるまいと、5年間は据え置きがございますけれども、5年経過後は元金の償還に入っていただきます。それは、分社化が終えてなければ毎年の経常利益の中から返していただくということになります。

今課長が申しあげましたように、分社化が進んで株式譲渡益ということになりますと、その中で一括繰り上げ償還ということも考えられるかなと思っております。

○鎌田聡委員 いずれにしろ、やっぱりチッソ、原因企業から確実に返済をしてもらうということで、分社化しなければできないという話じゃなくて、きちんと責任はチッソにやってもらうということで、再度やっぱり確認をしておかなきゃならないと思っております。

わかりました。

○西岡勝成委員長 ほか、ございませんか。

○大西一史委員 1点だけ。済みません、もうシンプルにお尋ねします。

今回のこの一時金県債、この補正予算案に関しては、早期救済という観点でやらなければならないというのはわかりませんが、今回臨時会まで開いて議決しなければならないというこのタイミングの問題なんですけれども、これは9月定例会での議決では遅くなるとい

うのは何となくイメージとしては理解できるんですが、これが、ここで議決しないとどういう影響が出るのかというのを教えていただきたいということと、それと、今後こうしてまた臨時会を開くようなことでは、なかなか——対応はそれは迅速にしなければならないというのはわかりますが、今回、まず最初ということもありまして、こういう形になったのかなというふうに思いますが、今後の見通しというのはどういうふうにお考えなのかというのをちょっと聞かせていただきたいと思えます。

○谷崎環境生活部次長 先ほど、なぜ臨時会で議決をしなければいけないのかということでございますが、今回県の方が県債発行しまして、国の方からの金融支援を受けるという形の中で、これは統一した貸し付け日が9月の21日ということになっていまして、それまでの間、今回の議決を踏まえて貸し付けの手続をとりますので、その手続に所要の期間を、本来であれば2週間近くかかるところなんですけど、ここは国の方も、そういう意味での、これだけ救済が急がれているという状況の中で手続を急ぐということで、それでも実質的にはやっぱり1週間近くの期間が必要だということで、15日、初日に御提案することでも考えましたけれども、それではちょっと国としても間に合わないという状況の中で、御無理を申し上げまして、今回開催させていただいた次第でございます。

○大西一史委員 今後についてはどうですか。

○谷崎環境生活部次長 今後については、先ほど言いましたように、今回の部分で国としては万全の措置を図ったという思いがございますので、今後改めてまた臨時議会開いていくということについては、私どもの診断、判

定、それから一時金の支給というこの動きの中で、それで不測の事態が出れば改めてお願いするということになっていきますが、しばらくは、それが今後の予定としてはあるとは私も考えておりません。

○大西一史委員 この事情がなかなか県民の皆さんにわかりにくいかなと思って、あえてちょっと質問させていただきました。いずれにしても、この一時金支給対象者と判定されたこの水俣病被害者の方々に一刻も早く我々は支援をすると、救済をするということが県議会の方でもさんざんこれまでやってきたことですので、そこら辺は遅滞なくやっていただきたいというふうに思えます。

以上です。

○西岡勝成委員長 ほか、ございませんか。

○渡辺利男委員 今度の貸付金は475億ですが、このうち、団体加算金が61億と、あと残り410億というのは、すべて210万円の一時金だけのお金というふうに考えていいんでしょう。医療費とか療養費に係る部分は、これはまた別途ということですよ。としたら、210万で割ったら約2万人分になりますよね。今のところ申請者全体でも1万803人ということですから、あと1万人ぐらい申請者が出てくるというふうに見られているのかということが1つと……。

○西岡勝成委員長 鹿児島だろう。

○渡辺利男委員 鹿児島もあるんですね。そうすると、もしこれが余った場合、これは戻さないといかぬのですか。振興財団でいただくというわけにいかぬのですか。

○駒崎環境生活部長 幾つか御質問いただきました。

単純に計算しますと、渡辺委員からおっしゃったような数字出てきますが、今委員長からも話がありましたように、鹿児島県もございまして、今後また申請者がこの倍になるというふうなことではございません。そういう見込みを持っているわけではないということで御報告させていただきます。

余った場合は、平成7年から8年にかけての政治救済の例を申し上げますと、1回目の措置額では不足しまして2回目の貸し付けを行いました。その結果、最終的には余りが出ましたので、それはチッソから財団、財団から県、県から国ということで返しております。財団にとめ置くということは今回の制度上は期待できないかなと、そのように考えております。

○渡辺利男委員 わかりました。

○西岡勝成委員長 ほか、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○西岡勝成委員長 ほか、ないようでございますので、それでは、お諮りをいたします。

今回のチッソ株式会社が支払う一時金に係る貸し付け措置について、これを了承することよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○西岡勝成委員長 異議なしと認めます。

それでは、今回の措置については、水俣病被害者の早期救済を図る観点から、全会一致をもってこれを了承することとし、その旨を厚生常任委員長に報告をさせていただきます。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りをいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中もなお継続審査する旨、会議規則第82条の規定に基づき、議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○西岡勝成委員長 それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他に移ります。

その他として何かありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○西岡勝成委員長 ないようでございます。

それでは、各委員よりさまざまな御意見をただいいただきましたが、このことを踏まえ、私から一言申し上げます。

今回の措置は、水俣病被害者の早期救済を図るために必要な措置であると考えております。ただし、今回の貸し付けを実施するに当たり、チッソ株式会社においては、水俣病発生の原因企業であるということを改めて認識をし、被害者の早期救済、患者補償の継続、地元の雇用確保と地域振興、公的債務の返済について、なお一層の努力により責任を果たすよう強く要望しておきたいと思っております。

以上で本日の議題はすべて終了いたしました。

それでは、これをもちまして本委員会を終了いたします。

御苦労さまでございました。

午前10時38分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

水俣病対策特別委員会委員長